

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 国による特定港湾管理者に対する貸付金の金額は、特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設等に要する費用に充てる資金として特定港湾管理者が認定運営者に対してする貸付けの金額の二分の一以内の金額とすることとする。 (第九条関係)

第二 国による特定港湾管理者に対する貸付け及び当該貸付けに係る特定港湾管理者による認定運営者に対する貸付けの条件の基準並びに加算金について所要の規定を定めることとする。 (第十条関係)

第三 その他所要の改正を行うこととする。 (第十七条の二関係)

第四 この政令は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十七年七月一日）から施行することとする。 (附則関係)